

平成 2 3 年 第 4 回 臨時 会

津 別 町 議 会 会 議 録

平成23年第4回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成23年 5月 20日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成23年 5月 24日 午前10時00分

閉会日時 平成23年 5月 24日 午後 2時45分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学 校 教 育 課 長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
民営化準備室主幹	竹俣 信行	○	社会教育課主幹	伊藤 同	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局長	深田 知明	×
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	×
企画財政課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	林 伸行	○
企画財政課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課長	鈴木 悦郎	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
住民生活課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	鴫田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	×			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	×			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	松橋 正樹	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 山内 彬 9番 篠原眞稚子
2			会期の決定	5月24日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	同意	3	固定資産評価員の選任について	
6	承認	2	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町一般会計補正予算 (第7号)について)	
7	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第5号)について)	
8	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町老人保健事業特別 会計補正予算(第3号)について)	
9	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町後期高齢者医療事 業特別会計補正予算(第3号)について)	
10	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町介護保険事業特別 会計補正予算(第5号)について)	
11	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町介護サービス事業 特別会計補正予算(第4号)について)	
12	〃	8	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町下水道事業特別会 計補正予算(第5号)について)	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	承認	9	専決処分の承認を求めることについて (平成22年度津別町簡易水道事業特別 会計補正予算(第4号)について)	
14	〃	10	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町一般会計補正予算 (第1号)について)	
15	議案	32	津別町税条例の一部を改正する条例の一 部を改正する条例の制定について	
16	〃	33	津別町税条例の一部を改正する条例の制 定について	
17	〃	34	津別町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	
18	〃	35	過疎地域における固定資産税の課税の特 例に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
19	〃	36	財産の処分について(町有林立木)	
20	〃	37	平成23年度津別町一般会計補正予算 (第2号)について	
21	報告	7	例月出納検査の報告について(平成22 年度2月分、3月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 23 年第 4 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

8 番 山 内 彬君 9 番 篠 原 眞稚子さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する予定の者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでございますが、会計検査対応により、産業課長、産業課主幹が欠席でございます。また、ほかの者につきましても職務の都合により一部異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。本日ここに第4回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております16件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、5月2日、津別町社会福祉功労者、松浦忠雄様をご逝去されました。故人は、町営住宅入居者選考委員として36年間もの長きにわたり、入居者の公平、的確な選定に努めるなど、公共住宅本来の目的である住宅困窮者の救済に多大な貢献をいただきました。故人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます次第であります。

次に、教育図書の寄贈についてであります。財団法人公衆電話会北海道統括支部

長、前川二郎様より社会貢献活動の一環として4月7日に子ども手帳 170 冊の寄贈をいただいたところでもあります。

また、5月17日にはライオンズクラブ会長、石橋崇司様より学校教育の一環として、小型ロケット打ち上げ授業に10万円、青少年育成事業の一環として児童館にアクアボール一式10万円相当の寄附、寄贈をいただいたところでもあります。

さらに、5月23日には津別建設株式会社代表取締役、蓮井和一様より安心安全なまちづくりに役立ててほしいと災害時の2次避難所看板、町内5か所分の寄贈設置をいただいたところでもあります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有意義に使用させていただく所存であります。

次に、東日本大震災についてであります。3月30日に日本赤十字社を通じ、予備費より災害見舞金として200万円を送金したところでもあります。本町への避難者の状況につきましては、3月15日に福島第1原子力発電所の警戒区域内にある楢葉町から親戚が所有する布川の個人住宅に1世帯1名の方が、また、3月24日には、いわき市から活汲在住の親戚宅へ1世帯2名の方が避難され、現在も滞在中でありますことから、引き続き町の施設利用や日常生活に支障のないよう対応してまいりたいと考えているところでもあります。

また、オホーツク管内18市町村が一丸となり、被災地にオホーツクの特産品、名産品の提供と、オホーツクの食材による炊き出し等の支援を目的に「オホーツク絆プロジェクト」が立ち上げられたところでもあります。第1回目の行動は5月27日から30日の日程で、宮城県東松島市へ特産品を届けることとして、本町からも職員1名の派遣を決定したところでもあります。なお、このプロジェクトの実施にあたり、5月19日にロマンス製菓株式会社よりホワイトチョコレート16万円相当の提供を受けておりますことをあわせてご報告申し上げます。

次に、森林セラピー基地についてであります。平成23年4月1日に全国43番目の森林セラピー基地として認定されました。森林セラピーとは、科学的証拠に裏づけされた森林浴効果のことをいい、森林環境を利用して心身の健康維持、増進、疾病の予防を行うことを目指すものです。今後、町民はもとより全国の方々が津別町の森林セラピー基地を訪れ、森林の癒し効果を体験できることを期待するものであります。

次に、津別町多目的活動センター（さんさん館）についてであります。4月3日に町内各団体の代表者をはじめ、林業・林産業に携わる方々など113名のご出席をいただき、オープニングセレモニーを執り行ったところであります。オープンに際し、施設用備品として北見信用金庫理事長 池田彰様より、カラマツ積層材削り出しベンチ1台、壁掛け時計さんさんクロック1台を、清水建設株式会社代表取締役 清水靖則様より厨房用IHヒーター1台を、株式会社アトリエアク代表取締役 鈴木敏司様より、掛け時計1台をご寄贈いただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、このセンターが目指す5つの目標を一つ一つ確実に推進してまいり所存であります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月7日、生活改善センターにおいて事業所や自治会関係者など町内全域から多くの方々の参加を得て、交通安全推進町民大会を開催いたしました。この大会において、目標を500日（平成23年8月4日）と定めた交通事故死「ゼロ日運動」を確認するとともに、各団体代表者による悲慘な交通事故を撲滅する決意表明が行われました。目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆さんとともに運動を展開し、悲慘な交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、NPO法人津別町手をつなぐ育成会の家の落成式についてであります。国の経済対策地域活性化交付金を活用し、施設の内部改修や備品購入等の費用について支援しておりました育成会の家が完成し、4月17日、関係者が集まり落成式と祝賀会が行われたところです。育成会の家は、障がい者や地域住民が集えるコミュニティー喫茶やパン工房を併設し、障がい児、者への就労の場の確保や作業指導員の雇用、障がい児の日中一時支援事業などの事業展開を行うこととしていることから、今後とも支援を継続し、障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

次に、船橋・津別青少年交流協会総会についてであります。4月23日、船橋市において第6回総会が開催され、これまで両市町の交流にご尽力をいただきました小石税氏にかわり、本町出身の川瀬亨氏が会長に就任されたところです。引き続き相互交流を推進し、友好を深めてまいり所存であります。なお、6月19日に開催の「森林セラピー・山ガール・シンポジウム」に藤代船橋市長をはじめ青少年交流協会の方々が

来町される予定であることから、これを機会に津別町のよさを大いにアピールさせていただきたいと思えます。

次に、災害時における協力協定の締結についてであります。4月28日、一般社団法人北海道電気保安協会（理事長、菅伸之様）と「災害時協力協定書」を締結いたしました。同協会は、これまでも公共施設の電気保安管理業務を行っていただいております。この協定により災害発生時の職員派遣や各施設の電気設備の安全点検並びに復旧作業の早期対応が可能となることから、この協力体制を災害時の速やかな対応につなげてまいりたいと存じます。

次に、道路クリーン作戦についてであります。5月7日に「ごみゼロ運動の日（5月30日）」に先駆け、津別町環境衛生推進協議会との共催により、本年も町道3号線美幌町との町堺から、ふれあい公園までの道路沿いを町民約100名の参加を得て実施したところであります。道路沿線には悪質な家庭ごみの不法投棄もありましたが、家電製品等の大型ごみは見受けられなくなり、量についても昨年より減少したところです。あいにくの天候の中、参加されました町民の皆さんに感謝申し上げますとともに、今後ともクリーンなまちづくりに努めてまいります。

次に、町民植樹祭についてであります。5月8日、町と網走南部森林管理署の共催により共和町有林において、夜半からの雨も上がり晴天のもと、町民の方々110名の参加を得て、長さ50センチほどのカラマツの苗木400本を植えたところです。将来の町の貴重な財産となるよう、しっかりと管理してまいります。

次に、中華民国（台湾）立法院及び訪問団一同主催の答礼会についてであります。5月14日、札幌市内のホテルで開催され、台北駐日経済文化代表処札幌分処のご招待により、議長とともに参加いたしました。東日本大震災に対し、海外ではいち早く日本への支援を打ち出し、小学生がコンビニの募金箱に自分のおこづかいを入れたり、年配者が手にあるだけの現金を持って外交部を訪れるなど、集まった義援金は110億円にのぼったと聞いているところです。今回の来道は、北海道観光を支援するものであり、知事や財界人、旭川市及び北見市の日台親善協会の関係者など多くの出席者を得て盛大に開催されたことから、今後、本町も台湾との友好親善が深まるよう取り組みを進めてまいり所存であります。

次に、第 27 回北海道ジュニアトランポリン選手権大会についてであります。5 月 14 日、15 日、津別町農業者トレーニングセンターにおいて全道から 19 チーム、153 名の選手が参加し盛大に開催され、団体小中学生男子の部において津別町トランポリンクラブが見事優勝を果たしたところであります。また、個人の部において小学生高学年男子の部で石井柊君が、中学生男子の部で笹本陸君がそれぞれ見事優勝を果たし、7 月 28 日から山形県上山市において開催される全国大会へ出場することとなりました。選手や指導にあたられました関係者の努力に敬意を表しますとともに、全国大会での活躍をご期待申し上げる次第です。

次に、農作物の作付け及び生育状況についてであります。本年は春耕期より天候不順が続き、移植作業が例年より遅れいている状況にあります。5 月 15 日現在、網走農業改良普及センター美幌支所の作況調査による農作業状況につきましては、秋まき小麦が平年並み、玉葱が 7 割終了で 3 日早く、てん菜が 6 割終了で 5 日遅れ、馬鈴しょが 3 割終了で 6 日遅れの状況となっております。今後とも農作業の進捗状況を注視しながら関係機関と連携を密にし、適切な指導を図ってまいります。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

同意第 3 号「固定資産評価員の専任について」は、地方税法第 404 条の規定により固定資産評価員を選任しているところですが、前任の住民生活課長の退職に伴い、4 月 1 日付の人事異動による新任の住民生活課長を選任いたしたく、議会の同意を求めらるるものであります。

承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）について）」は、3 月時点において未確定でありました町税をはじめとする各歳入について確定精査を行い、歳出においても各事業費等の確定による精査及び財源調整を行い、一般財源を財政調整基金、公共施設等整備基金、地域振興基金及び土地開発基金への積み立てに充て、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 4,591 万 7,000 円を追加し、最終歳入歳出予算総額を 54 億 8,013 万 8,000 円とする補正予算を平成 23 年 3 月 31 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めらるるものであります。

承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度津別町国民健康保

険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において国・道支出金、療養給付費交付金、連合会支出金等の額の確定精査を行い、歳出では歳入の確定に伴う関係科目の財源充当及び保険給付費の確定による補正を主なものとして、歳入歳出予算からそれぞれ7,441万2,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を8億8,103万5,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第3号）について）」は、医療費支弁額の確定精査により、一般会計繰入金の減額補正を行い、歳入歳出予算からそれぞれ8万3,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を8,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について）」は、主に後期高齢者医療保険料など収入額の確定及び事業精査による一般会計繰入金の補正などにより、歳入歳出予算からそれぞれ51万7,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を7,668万8,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において国・道支出金、支払基金交付金及び繰入金等の確定による精査を行い、歳出においては総務費、保険給付費等の確定に伴い、保険給付費の減による準備基金への積み立てと精査により、歳入歳出予算からそれぞれ2,172万8,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を4億2,450万2,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について）」は、歳入において、サービス収入等の確定による精査を行い、歳出では旅費、需用費等各事業費の確定により、歳入歳出予算にそれぞれ343万円を追加し、最終歳入歳出予算総額を2億7,629万5,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出においては、施設等の管理経費の精査及び財源調整により、歳入歳出予算からそれぞれ868万1,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を3億6,615万4,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について）」は、歳入において一般会計繰入金の減額、歳出において給水施設管理経費の事業完了精査及び財源調整により、歳入歳出予算からそれぞれ24万2,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を4,035万2,000円とする補正予算を平成23年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町一般会計補正予算（第1号）について）」は、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた被災地に対する緊急支援に係る費用として130万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億5,030万4,000円とする補正予算を平成23年4月5日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第32号「津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」は、昨年の5月臨時会において議決、公布されました改正条例の附則において、施行時期を地方自治法の改正法律の施行時期にあわせていたものについて、昨年の改正が本年にずれ込み、本年5月2日に公布されたことから、法律番号の訂正をする改正をしようとするものであります。

議案第33号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、未曾有の被害となった東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、緊急の対応として地方税法の一部を改正する法律が4月27日に公布されたことに伴い、本町においても改正法の趣旨をかんがみ、軽減措置等の適切な運用を図れるように条例に附則を追加する改正をしようとするものであります。

議案第34号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の改定を行う必要があることから、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第35号「過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税の課税免除又は均一課税に伴う減収補てん制度を適用している「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の期限が延長される一部改正が、平成23年3月31日公布、4月1日に施行されたことにより、同様に期限を延長するため条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号「財産の処分について（町有林立木）」は、平成21年度を始期とする第12次町有林施業計画におけるカラマツ人工林の主伐計画に基づき、今年度売却計画に係る町有林立木について、5月16日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者 網走郡津別町字共和 125 番地、熊谷林産株式会社代表取締役 熊谷三恵子と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第37号「平成23年度津別町一般会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,246万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億4,277万円とするものであります。

今回の補正につきましては、国の社会資本整備総合交付金の配分方針が示されたこ

とから、これが交付金で整備する特定公共賃貸住宅建設整備事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、土木費で特定公共賃貸住宅建設整備事業として9,246万6,000円の追加。

歳入では、国庫補助金で2,466万6,000円の追加、繰入金で150万円の追加、町債で6,630万円の追加をするものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎同意第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、同意第3号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程になりました同意第3号 固定資産評価員の選任についてでありますけれども、今の町長の提案理由の説明にもございましたが、地方税法第404条の規定により固定資産税を課税するにあたって、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することになっております。本町においては、所管担当課長を選任させていただいております。前任の住民生活課長 山口善勝が3月31日付で定年退職をいたしましたので、4月1日付の人事異動により住民生活課長に任命いたしました鈴木悦郎を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

同意方よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10時32分

再開 午前 10時36分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（横山 智君） それでは、ただいま上程となりました本年3月31日に専決いたしました承認第2号 平成22年度一般会計最終補正予算についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、提案理由で説明したとおりですが、歳入におきましては町税、地方交付税、国・道支出金、財産収入等の確定精査を行い、歳出におきましては、各事業費の精査と財源調整を行い、主に基金への積み立てに充てることとして専決処分を行ったところであります。

内容説明にあたっては、主なものについてご説明いたします。それでは、各条項をごらんください。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,591万7,000円を追加し、最終予算の総額を54億8,013万8,000円とするものであります。第2項

の第1表につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので22ページから23ページをお開きください。総務費、総務管理費、一般管理費、電算化推進経費の19節負担金補助及び交付金の北海道自治体システム協議会負担金は、資産管理台帳システムの保守及び入力支援を主なものとして事業精査により186万1,000円の減額補正を行ったものであります。

次の財政管理費、財政調整基金積立金は、6,864万3,000円の積み立て、公共施設等整備基金積立金7,000万円は、それぞれの基金の今後の使い道を想定し増額補正を行ったところであります。

次に、24ページから25ページをお開きください。25ページ上段の財産管理費、土地開発基金積立金は、町有地売却収入を含め第5次総合計画の実施計画に基づく事業実施を想定し、2,000万円の増額補正を行いました。

次に、地域振興費、企画総務費、人づくり研修事業は、町民の皆様から申請がなかったことにより70万円の減額補正を行い、地域振興基金積立金は、事業実施及び基金状況を勘案し、7,000万円の増額補正を行いました。企画開発費、森の健康館管理業務、19節負担金補助及び交付金の町民入浴優待は、延べ5,785人の利用となったことから減額補正を行いました。

次に、26ページから27ページをお開きください。企画振興費、ふるさと定住促進事業は、事業精査により90万円の減額補正、次のふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税制度による船橋市小石氏からの寄附金を積み立てるため増額補正を行ったところです。

次に、徴税費、税務総務費の給与費、税務事務経費は、道委託金の道税徴収費の確定により財源内訳のみ補正を行いました。

次に、28ページから29ページをお開きください。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者自立支援事業経費は574万9,000円の減額補正をお願いするものですが、31ページをお開きください。20節扶助費の自立支援医療（更生医療）費給付費は、人工透析等、介護給付費・訓練等給付費は、サービス利用日数等の減によるものであります。

次に、重度心身障害者医療費助成経費の20節扶助費は、事業確定により136万9,000

円の減額補正を行ったものです。

次の国民健康保険事業、老人保健事業、介護保険事業特別会計繰出金は、特別会計のそれぞれの事業精査によりまして減額補正を行ったものであります。

次に、32 ページから 33 ページをお開きください。老人福祉費、老人福祉扶助費等 20 節扶助費につきましては、事業精査によりそれぞれ減額補正を行ったものであります。なお、火災報知器助成事業につきましては、本年度 55 世帯 62 個の設置があり、前年度と合わせますと 150 世帯 171 個の設置となっております。下段の福祉寮運営経費につきましては、35 ページをお開きください。11 節需用費、入寮者用食材は国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して実施した内部改修によりまして、部屋数、定員が減少したことに伴い 73 万 5,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、36 ページから 37 ページをお開きください。衛生費、保健衛生費、予防費の予防接種経費は、平成 22 年度国の補正予算第 1 号の中で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金が道の基金に積み立てされ実施したのですが、子宮頸がんのワクチンの在庫不足。ヒブ、小児肺炎球菌については、接種中止の措置により減額補正となったものであります。下段の環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金は、特別会計の事業精査によりそれぞれ減額補正を行ったものであります。

次に 38 ページから 39 ページをお開きください。清掃費、塵芥処理費、ごみ焼却施設管理経費、19 節負担金補助及び交付金は、一般廃棄物広域処理事業負担金は、今年度より実施した大空町とのごみ処理広域化に伴う負担金ですが、可燃ごみの分別方法の変更等により処理量が減少したことから 582 万 5,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、40 ページから 41 ページをお開きください。農林業費、農業費、農業振興費、産地収益力向上支援事業、19 節負担金補助及び交付金は、JA つべつが実施した麦乾燥施設の事業費確定により減額補正を行ったものです。

次に、44 ページから 45 ページをお開きください。林業費、林業振興費、木質ペレットストーブ導入支援事業は、本年度 4 台の実績となったことから 135 万 9,000 円の減額補正を行ったものです。

次の公有林費、町有林整備事業、13 節委託料、保育事業は、分収林施業の事業量減により 130 万 1,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、商工費、商工費、商工総務費、太陽光発電システム導入支援事業は、本年度 17 件の実績に伴い 40 万 5,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、46 ページから 47 ページをお開きください。土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、道路除排雪経費は、降雪量に伴い 934 万 5,000 円の減額補正を行ったものです。

次の道路橋梁維持費、道路橋梁維持管理経費、11 節需用費、電気料は、道路照明、防犯灯の燃料費調整額の減により 204 万 9,000 円の減額補正を行ったものです。

下段の住宅費、49 ページをお開きください。住宅管理費の給与費、町営住宅整備事業、住宅管理費は、住宅使用料に伴う財源内訳のみ補正を行ったものです。

次に、教育費、教育総務費、事務局費、就園奨励費は、対象者の所得区分変更により 165 万 5,000 円の減額補正を行ったものであります。

次の津別高校振興対策事業、バス通学費補助は、北見市からの通学者の減少により 161 万 1,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、小学校費、51 ページをお開きください。教育振興費の学校図書整備事業、中学校費の 53 ページをお願いします。教育振興費、学校図書整備事業につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の二次限度額増額分として財源内訳のみ補正を行いました。

次に、社会教育費、社会教育振興費、放課後児童クラブ経費の 7 節賃金は、障がい児童対応臨時職員、次の放課後子ども教室経費、7 節賃金は、活波の専任指導員の減に伴う事業精査といたしまして、それぞれ減額補正を行ったものであります。

会館管理費の各事業及び 54 ページから 55 ページをお開きください。保健体育費、体育施設費の各事業につきましては、各施設の使用料、電話料等の補正により財源内訳のみ補正を行ったところであります。

下段の諸支出金、過年度支出金、過年度支出金は、先ほど副町長より話がありましたけども教務用消耗品・備品等整備経費で新聞代が過年度支出となったため 3 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは歳入にお戻り願います。4 ページをお開きください。町税につきましては、

歳入精査により 1,820 万 9,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、地方譲与税については、額の確定により 825 万 7,000 円の増額補正を行ったものであります。

次に、6 ページから 7 ページをお開きください。地方消費税交付金は、額の確定により 608 万 5,000 円の増額補正を行ったものであります。地方交付税、特別交付税は、額の確定により 9,427 万 7,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、分担金及び負担金は、額の確定により 63 万 1,000 円の増額補正を行ったものですが、8 ページから 9 ページをお開きください。分担金、農林業分担金につきましては、鹿柵の滞納分の一部として増額補正を行ったものであります。

次に、使用料及び手数料は、259 万 7,000 円の増額補正を行ったものですが、使用料、民生使用料、民生使用料、老人福祉寮使用料は、歳出でも説明いたしましたが、部屋数、定員が減少したことに伴い 73 万 9,000 円の減額補正。

土木使用料、住宅使用料、町営住宅使用料は、入居者の増及び公営住宅法の改正に伴う家賃の増額により 193 万 9,000 円の増額。特定公共賃貸住宅使用料は、異動に伴う入居期間の増により 41 万 3,000 円の減額補正を行ったものであります。

次に、10 ページから 11 ページをお開きください。国庫支出金については、事業の確定及び精査により 1,065 万 7,000 円の減額補正を行ったものですが、国庫補助金、総務費国庫補助金、住民生活に光をそそぐ交付金の二次限度額増額分として 60 万 9,000 円の増額補正。農林業費国庫補助金、農業費国庫補助金、産地収益力向上支援事業は、歳出で説明の J A つべつが実施した麦乾燥施設の事業費確定による減額補正であります。

次に、12 ページから 13 ページをお開きください。教育費国庫補助金、理科教育設備整備費等の 68 万 4,000 円の増額補正は、道補助金からの科目変更に伴うものであります。

次に、道支出金については、事業の確定により 609 万 6,000 円の減額補正を行ったものですが、衛生費道補助金、14 ページから 15 ページをお開きください。子宮頸がん等ワクチン接種事業は、ワクチンの在庫不足、接種中止の措置もありましたが、補助区分単価の変更によりまして実績で 24 万 3,000 円の増額補正となりました。教育費道

補助金、理科教育設備整備費等の 68 万 4,000 円の減額補正は、国庫補助金への科目変更であります。

次に、16 ページから 17 ページをお開きください。財産収入は収入の確定により 1,667 万 5,000 円の増額補正を行ったものですが、財産運用収入、利子及び配当金の北見広域森林組合配当金は、出資金に対して配当があったことから 30 万円の増額補正。財産売払収入、生産品売払収入、財産売払収入は、町有林分収林の立木売払収入として 1,679 万 8,000 円の増額補正であります。

次の寄附金、総務費寄附金は、ふるさと納税制度による船橋市小石氏からの寄附金 10 万円の増額補正を行ったものです。

次の繰入金は、事業の確定により 513 万 4,000 円の増額補正を行ったものですが、基金繰入金の代替輸送確保対策事業基金繰入金は、事業精査により 11 万 1,000 円の増額補正、地域振興基金繰入金は、事業完了により人づくり研修事業分 70 万円、ふるさと定住促進事業分 90 万円の合計 160 万円の減額補正。福祉基金繰入金は、敬老に係る経費、老人福祉扶助費等、介護サービス支援事業、要援護高齢者等支援事業の事業、子宮頸がん等ワクチン接種事業の完了に伴い 80 万 8,000 円の減額補正。

丸玉産業森づくり基金繰入金は、愛林のまちみどり資源を守る推進事業の事業完了に伴い 31 万 3,000 円の減額補正を行ったものです。

次の特別会計繰入金は、介護サービス事業特別会計の事業確定により 769 万 8,000 円の繰り入れとなりました。

次の諸収入は、542 万 4,000 円の増額補正を行いましたが、18 ページから 19 ページをお開きください。雑入、過年度収入の 26 万円には平成 21 年度津別町自治会連合会運営費交付金の精算額 24 万円が含まれております。

それでは、条文に戻っていただきたいと思えます。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎承認第3号

○議長(鹿中順一君) 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鴫田憲治君) ただいま上程となりました承認第3号、専決処分第6号(平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳入において国庫支出金、道支出金、療養給付費交付金、連合会支出金等の額の確定精査を行い、歳出では国、道補助金、療養給付費交付金等の確定に伴う関係予算の財源充当及び保険給付費の確定による補正を主なものとする補正であります。

第1条といたしまして歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,441万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,103万5,000円とするものであります。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので10ページ、11ページをお開きください。款1総務費の項1総務管理費、項2徴収費及び項4趣旨普及費につきましては、いずれも財源内訳のみの補正であります。

款2保険給付費、項1療養諸費では、一般療養、薬剤治療材料等の治療費であります。療養給付費におきまして、一般被保険者で6,940万3,000円、退職被保険者等で514万8,000円、それぞれ減額するものであります。同じく、あんま、針、灸等の療養費におきまして、一般被保険者で61万円、退職被保険者等で16万7,000円、それぞれ減額するものです。目5審査支払手数料では、国保連の支払確定により41万9,000円減額するものであります。

項2高額療養費は、自己負担限度額を超えた部分に対するものでありますが、一般被保険者分で757万6,000円、退職被保険者等分で163万9,000円それぞれ減額とするものです。同じく、高額介護合算療養費では、実績がなかったということで一般被保険者分で432万8,000円、退職被保険者等で101万5,000円それぞれ減額するものです。

項3移送費では、利用実績がないということで合わせて7万6,000円の減額をするものです。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金では10名分の支出にとどまりましたので84万円。項2支払手数料は額の確定により1,000円減額するものであります。

項5葬祭諸費では、葬祭費におきまして7件の支出となりましたので69万円を減額するものであります。

款3後期高齢者支援金、款5老人保健拠出金、款6介護納付金につきましては、い

ずれも財源内訳のみの補正であります。

款 7、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金において 222 万 2,000 円。目 2 共同事業費事務拠出金では、その他事業拠出金において 1 万 7,000 円。目 3 保険財政共同安定化拠出金では 272 万円、それぞれ額の確定により減額するものであります。

款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、同じく、項 2 保健事業費につきましては、財源内訳のみの補正であります。

款 9 基金積立金では、国民健康保険基金積立金において事業精査に伴い 2,245 万 9,000 円を追加するものであります。

続いて歳入をご説明申し上げますので 4 ページ、5 ページをごらんいただきます。

款 1 国民健康保険税につきましては、一般、退職合わせまして額の確定により 733 万 5,000 円追加するものです。

款 2 国庫支出金、款 3 療養給付費交付金、次のページの款 4 前期高齢者交付金、款 5 道支出金、款 6 連合会支出金につきましては、それぞれの持ち分によります増減もそうありますが、7 ページ中段にあります特別財政調整交付金につきましては、インフルエンザワクチン接種費用、医療費通知、収納率の確保などとして 1,610 万 6,000 円の交付を受けております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金では、その他一般会計繰入金として事務費、出産育児一時金分として 42 万 3,000 円減額するものです。項 2 基金繰入金では、国民健康保険基金繰入金として他の歳入額が確定したことから繰り戻し分といたしまして 3,349 万 7,000 円減額するものです。款 10 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料では、延滞金として 39 万 6,000 円追加するものです。

項 3 雑入では、第三者納付金として交通事故による納付金として 65 万 6,000 円追加、不正利得返納金は、国保喪失後の治療分の返納分等 1,000 円減額など、合計で 15 万 9,000 円追加するものです。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度津別町老人保健事業特別会計補正予算(第3号)について)を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(鴫田憲治君) ただいま上程となりました承認第4号、専決処分第7号(平成22年度津別町老人保健事業特別会計補正予算(第3号)について)ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように医療費支弁額の確定精査による一般会計繰入金の減額を内容とする補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんいただきたいというふうに思います。款1、項1の医療諸費は、いずれも医療費の確定に

伴う精査でありまして、通院、入院に係る医療給付費4万2,000円、補装具、針、灸等に係る医療費支給費2万円、負担限度額を超えた額の部分の高額医療費2万円、審査支払手数料1万円、それぞれ減額することといたしまして、医療諸費8万3,000円の減額補正であります。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。款4繰入金、項1、目1一般会計繰入金につきましては、歳出支出確定に伴いまして8万3,000円の減額となります。第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（嶋田憲治君） ただいま上程となりました承認第5号、専決処分第8号（平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でも説明いたしましたように、主に後期高齢者医療保険料などの諸収入額確定及び事業精査により一般会計繰入金の減額などに伴う補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出の総額からそれぞれ51万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,668万8,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、総務一般事務経費において、旅費と役務費の郵送料で合わせて事業精査により6万3,000円減額するものです。

同じく、項2、目1徴収費では、後期高齢者医療保険料徴収業務において、旅費と役務費手数料で7万3,000円、同じく目2滞納処分費の役務費、広告料で1万円それぞれ事業精査により減額するものです。

続きまして、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合納付金において後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の確定により23万7,000円を減額するものです。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金では、後期高齢者保険料還付金において、過年度過誤納金還付金として17万3,000円、同じく目2還付加算金では、後期高齢者保険料還付加算金において、過年度還付金及び加算金として7,000円、それぞれ額の確定により減額するものです。

項2繰出金、目1一般会計繰出金では、一般会計繰出金において広報費用充当分として収入のあった高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金分の4万6,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げますので4ページ、5ページをお開き願います。款1、項1後期高齢者医療保険料では、目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険

料とも額が確定いたしましたので、合わせて 23 万 4,000 円を減額するものです。

款 2 広域連合支出金、項 1 広域連合交付金、目 1 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金では、広報費用として交付金の収入がありましたので、4 万 6,000 円を追加するものです。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金では、歳出の事業精査に伴いまして 14 万 6,000 円を減額するものです。

款 5 諸収入の項 2 償還金及び還付加算金から、項 4 雑入につきましては、それぞれの額の確定により、合わせて 18 万 3,000 円減額するものです。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英考君） ただいま上程となりました承認第6号、専決処分第9号（平成22年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、歳出においては、総務費、保険給付費等の確定に伴う精査と、保険給付費等の減による準備基金への積み立てなどの補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,172万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,450万2,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、8ページ、9ページをごらんください。款1総務費の項3介護認定審査会費では、介護認定審査会経費において3町共同設置の経費が確定をしたことから14万円の減額。

項4計画策定委員会費では、計画策定委員会経費におきまして当初予定をしていた委員会の回数が下回りましたので5万円減額するものです。

次の保険給付費につきましては、総額で2,414万1,000円の減額となります。項1介護サービス等諸費は、要介護1から5に認定された方が利用した介護サービスの経費となりますが、このうち目1居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの経費で280万5,000円の減額。特養や老健などの目2施設介護サービス給付費で1,226万7,000円の減額。目3福祉用具購入給付経費で49万1,000円の減額。10ページから11ページですが、目4居宅介護住宅改修給付費では43万9,000円の減額。目5居宅介護サービス計画給付費で35万9,000円の減額。認知症、グループホームなどの目6地域密着型介護サービス給付費で274万4,000円を減額するものです。

項2介護予防サービス等諸費は、要介護認定の要支援1及び2と認定された方が利用したサービス経費ですが、目1介護予防サービス給付費では174万7,000円の減額となります。

項3その他諸費、審査支払手数料では、支払額が確定したことに伴い2万9,000円

減額するものです。

12 ページから 13 ページに移りますが、項 4 高額介護サービス等費では額が確定したことにより 109 万 6,000 円減額するものです。

項 5 高額医療合算介護サービス等費では、同じく額確定に伴い 54 万 3,000 円の減額です。

項 6 特定入所者介護サービス等費は、低所得者に対する施設サービスなどの食費、居住費分の給付分ですが 162 万 1,000 円の減額となります。

次の款 3 地域支援事業費につきましては、要介護状態にならないよう介護予防事業に要する経費となりますが、総額で 159 万 6,000 円の減額です。項 1 介護予防事業費、介護予防特定高齢者施策事業費では、通所型介護予防教室であるミズナラ倶楽部の経費の額確定に伴い 47 万 4,000 円の減額。14 ページから 15 ページの介護予防一般高齢者施策事業では、主に転倒予防教室等の経費で、事業確定したことにより 19 万 8,000 円減額するものです。

項 2 包括的支援・任意事業費では、事業の精査により介護予防ケアマネジメント事業費で 5,000 円、権利擁護事業費で 2 万円を、16 ページから 17 ページの目 4 包括的継続的ケアマネジメント支援事業費で 1 万円、任意事業費で 88 万 9,000 円、それぞれ額確定による減額を行います。なお、平成 22 年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当のほうで整理をしている途中でありまして、6 月に予定しております所管の常任委員会で報告をさせていただく予定としております。

次に、款 4 基金積立金では 428 万 8,000 円の追加補正となります。このうち 404 万円は、国、道支払基金の負担金が多く交付され、平成 23 年度に返還することになるため、これを準備基金に積み立てをし、6 月以降の実績報告による確定後に取り崩しを行い返還するものであります。あわせて保険料や国からの交付金の状況、保険給付費等の減もあり 24 万 8,000 円を加え基金積み立てといたしました。

款 5 の公債費及び 17 ページ、18 ページの款 6 諸支出金では、精査により 6,000 円、8 万 3,000 円、それぞれ減額をするものです。

続いて歳入にお戻りいただきたいと思います。4 ページ、5 ページをお開きください。款 1 の保険料では、精査によりまして 64 万円の減額をするものです。

款2の手数料では介護予防事業の手数料などで32万8,000円の減額です。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5道支出金では、給付額が確定されましたので国庫支出金では200万6,000円、支払基金交付金で644万4,000円、道支出金で181万9,000円、それぞれ減額するものです。

6ページ、7ページの款7繰入金では、項1の一般会計繰入金でルール分として整理をいたしまして、合わせて1,049万6,000円の減額をするものであります。

項2の基金繰入金は、保険給付費の減額に伴い705万3,000円の減額です。

款9諸収入では、預金利子、雑入で合わせて5,000円の追加補正をするものです。

それでは、第1表に戻っていただきまして、それぞれ補正額を款項ごとに整理をさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（徳田博一君） ただいま上程されました専決処分第 10 号（平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号））につきまして内容の説明を申し上げます。

専決処分の主な理由といたしましては、歳入におきましてサービス収入及び諸収入の額の確定を行ったところであります。歳出におきましては、特養、デイサービス、居宅介護支援事業所におけます各事業費の確定並びに一般会計への繰出金の確定によるものでございます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 343 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 7,629 万 5,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをごらんいただきたいと思っております。款 1 施設管理費、項 1 施設管理費、目 1 特養施設費でございますが、279 万 8,000 円の減額でございます。内訳といたしまして、給与費におきましては財源内訳のみの補正でございます。特養施設運営費におきましては、共済費 17 万円、賃金 34 万円、旅費 9 万円、需用費、消耗品並びに賄材料費で 34 万円、使用料及び賃借料では 10 万円、それぞれ減額でございます。すべて事業精査によるものでございます。

次に、特養施設管理経費の需用費におきましては、燃料費の暖房用並びに給湯・調理用合わせまして 128 万円の減額でございます。光熱費の電気料におきましては、10 万円の減額でございます。

特に、燃料費の減額要因といたしましては、当初購入量を見込みましたペレットの量が実績ではそれを下回ったということでございます。さらには、年度途中でペレット単価の引き下げが行われたことが要因でございます。

次に、9 ページの委託料でございますが、消防用設備点検、除排雪分としまして 27 万 1,000 円の減額でございます。備品購入費におきましては 10 万 7,000 円の減額でございます。当初購入を予定しておりました介助バー、シルバーカー、こういった介護用品を、いちいの園家族会のほうから購入をしていただいたということがございま

して、全額減額をするものでございます。

次に、短期入所事業経費であります。財源内訳のみの補正でございます。この分8ページの財源内訳欄に金額が記入されておきませんが、これは特定財源のその他財源の中同士での財源充当が行われていることから金額が表現されないということをご了承願いたいと思います。

次に、目2デイサービス費でございますが、134万9,000円の減額でございます。内訳といたしまして、給与費では財源内訳のみの補正でございます。デイサービス運営経費におきましては、臨時職員賃金で20万円の減額、デイサービス管理経費におきましては、需用費、燃料費で108万円の減額であります。要因といたしましては特養と同様の要因でございます。委託料におきましては、除排雪分としまして6万9,000円の減額でございます。

次に、款2介護支援事業費、項1介護支援事業費、目1介護支援事業費では13万円の減額でございますが、内容としましては、給与費は財源内訳のみの補正でございます。居宅介護支援事業費の臨時職員賃金におきまして13万円の減額でございます。

次に、10ページ、11ページの款5諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金でございます。769万8,000円の追加でございます。歳出予算の執行残並びに歳入予算の増加分を一般会計へ繰り出しするものでございます。同じく、款5諸支出金、項2過年度支出、目1過年度支出の9,000円の追加でございます。内容としましては、特養入所者用の町内新聞代の年間購読料でございます。

続きまして、歳入にお戻りをいただきたいと思っております。4ページ、5ページをござらん願います。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス費収入では、特養利用料としまして271万5,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、当初94%の特養稼働率を見込んでおりましたけれども、実績では93.6%と若干見込みを下回ったことと、さらには生活保護受給者が保護廃止に伴いまして全額利用料を特養利用料で見込んでおりましたが、一部が自己負担金のほうに回って収入になっているということが要因でございます。

次に、目2居宅介護サービス費収入でございます。308万8,000円の追加でございますが、内訳といたしまして短期入所介護給付利用料収入で348万1,000円の追加であ

ります。これは、当初ショートステイの1日の平均利用見込みを3名というふうな見込みでありましたが、実績では4名というふうなことで利用者の増に伴うものでございます。デイサービス、介護給付利用料収入では24万9,000円、デイサービス予防給付利用料収入では7万円の減額でございますが、ショートステイの利用が増えることによってデイサービスの利用が逆転現象で減るというふうな状況もうかがえまして、これらのことが要因というふうにとらえております。

目3 居宅介護サービス計画費収入で212万6,000円の追加でありまして、在宅ケアプラン及び介護予防サービス計画の作成件数の増加によるものでございます。

次に、項2 自己負担金収入、目1 自己負担金収入80万1,000円の追加でございます。内訳といたしまして、特養自己負担分で52万円、短期入所自己負担分で53万2,000円それぞれ追加でございます。特養自己負担分につきましては、生活保護者の関係で特養収入が減った分が自己負担で増えているということが要因でございます。短期入所予防給付自己負担分におきましては3万2,000円、デイサービス介護給付自己負担分におきましては20万8,000円、デイサービス予防給付自己負担分におきましては1万1,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、款4 諸収入、項2 雑入、目1 雑入におきましては、13万円の追加でございます。内容といたしましては、特養での介護実習生の受け入れに伴います謝礼、それから居宅介護支援事業所が行っております町外出身者の要介護認定調査委託料6件分ということで、合わせまして13万円の追加となっております。

それでは、条文にお戻りをいただきまして第2項の第1表につきましては、ただいま説明申し上げました内容を款項区分ごとに整備したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました承認第8号 専決処分第11号（平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について）説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入では歳出の事業完了精査に伴う一般会計繰入金の減額のほか、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入の確定による増額。歳出では各施設等の管理経費及び事業についての完了精査と財源調整によるものです。

第1条におきまして、歳入歳出予算をそれぞれ868万1,000円を減額し、最終の予算総額を3億6,615万4,000円とするものです。

それでは、内容について歳出のほうから説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費、管渠管理経費の228万の減額につきましては、需用費の修繕料、委託料の污水管・公共柵清掃業務、工事請負費の公共污水柵設置工事については、当初予定していた数量を下回ったことによるものです。マンホール内ポンプ管理経費の30万4,000円は、需用費、委託料それぞれ事業の完了精査により減額するものです。

目2 処理場管理経費の処理場管理費 317万6,000円の減額は、事業の完了精査に伴うもので、下水道管理センター管理業務委託業務が238万3,000円の減額。続いて8ページ、9ページをお開きください。下水道汚泥処分業務委託は汚泥量の確定により28万7,000円を減額するものです。

続きまして、款2 特環下水道費、項2 下水道整備費、目1 下水道整備費の管渠等施設整備事業補助と同じく単独については、事業の完了精査により、それぞれ7万4,000円と42万円を減額するものです。

款3 個別排水費、項1 個別排水管理費、目1 個別排水管理費については、浄化槽の管理等の完了精査により、役務費、委託料合わせて86万6,000円を減額するものです。

款4 集落排水費、項1 集落排水管理費、目1 集落排水管理費、続いて10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。管渠管理経費及びマンホール内ポンプ管理経費につきましては、事業の実施がなかったことにより、それぞれ50万円、73万2,000円を減額するものです。処理場管理経費については、事業の完了精査により32万9,000円を減額するものです。

歳入に戻っていただきますので4ページ、5ページをお開きください。款1 分担金及び負担金、項1 分担金、目1 下水道受益者分担金、現年度分については、22年度において新たに供用開始区域があった分18万2,000円が増加となりましたので補正を行うものです。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道費国庫補助金については、国庫補助金の確定により2,000円の増額補正を行うものです。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、歳出の精査確定に伴い895万2,000円を減額するものです。

款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入につきましては、事業の実施に伴い発生した資源物、これはマンホールの蓋と下水道管理センターの屋根の鋼材になりますが、これを売り払いましたので、その分8万7,000円の増額補正を行うものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第1条、第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしましたので、よろしくお願いたします。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました承認第9号、専決処分第12号（平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について）説明申し上げます。

専決の理由につきましては、事業完了による施設管理経費の精査、それに伴う歳入の減額で、第1条において歳入歳出予算それぞれについて24万2,000円を減額し、最終の予算総額を4,035万2,000円とするものです。

それでは補正の内容について歳出のほうから説明いたしますので、6ページ、7ペ

ージをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、給水施設管理経費の需用費 12 万 2,000 円、役務費の 11 万 3,000 円の減については、いずれも事業の完了精査によるものです。使用料及び賃借料の土地の借上料につきましては、新たな賃借契約の締結に際し、無償となりましたので減額補正をするものであります。

歳入に戻っていただき 4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、簡易水道事業の事業精査により 24 万 2,000 円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしましたものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 10 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（横山 智君） それでは、本年4月5日に専決いたしました承認第10号 平成23年度一般会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

専決の理由につきましては、提案理由で説明したとおりですが、3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けました被災地に対し、緊急支援として職員等の派遣に係る費用を主なものとして補正を行ったものであります。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ130万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を49億5,030万4,000円としたものであります。第2項の第1表につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので6ページから7ページをお開きください。総務費、総務管理費、一般管理費、東北地方太平洋沖地震関連経費の9節旅費は、保健師1名、一般事務職4名の計5名分90万1,000円を増額補正したものであります。11節需用費の消耗品は、派遣者の携行消耗品等8万1,000円、12節役務費の通信運搬費、電話料は、派遣職員利用の携帯電話料1万2,000円、18節備品購入費は、電子血圧計等5万円をそれぞれ増額補正を行ったものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、美幌・津別広域事務組合共通経費といたしまして、消防職員7名の派遣に係る費用66万1,000円のうち、津別負担分といたしまして26万円を増額補正したものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4ページから5ページをお開き願います。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、一般財源分として130万4,000円を増額補正を行ったものです。

それでは、条文にお戻りください。第2項の第1表につきましては、ただいま歳入歳出で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにしたものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 32 号 津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） では、ただいま上程になりました議案第 32 号 津別町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

先に町長から提案理由で申し上げたとおり、昨年の 5 月臨時会において議決、公布されました津別町税条例の一部改正条例中、施行時期を定める附則におきまして、昨

年3月に国会に提案されていましたが、地方自治法の改正法律の施行時期にあわせていたものがあつたのですが、その改正法律が改正されないまま本年になってから一部修正の上、可決されたものです。この改正法律が5月2日に公布されたことから、改めまして附則の法律番号の訂正をお願いする改正となります。

では、説明資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思います。平成22年5月31日条例第10号であります津別町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっています。施行期日の規定で定める附則第1条中、第5号として改正前は「平成22年法律第67号」としていましたが、それにつきまして「平成23年法律第35号」と改めるものです。なお、町税条例第54条第6項を改正するとなっておりますが、これにつきましては今回の自治法改正で特別地方公共団体のうち全部事務組合、一部事務組合とともに廃止された地方開発事業団の語句を削る改正です。

では、議案の条文のほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表で説明した内容を条文化したものです。附則として公布の日に施行しようとするものであります。

なお、改正後の自治法改正法の施行日については、3月以内で政令で定める日となっております。まだ施行日の確定はなされていません。

以上、議案の内容説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 33 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました第 33 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

資料の 2 ページのほうをごらんいただきたいと思います。税条例の改正内容として記載させていただきましたが、政府は東日本大震災の被害が未曾有の状態となったということから、被災者等の負担の軽減を図る等のための緊急の対応として、国税につきましては東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律という特例法を制定。地方税につきましては、地方税法の一部を改正する法律として現行法の改正として両法律とも 4 月 27 日に公布されたところであります。

本町におきましても、地方税法の改正する法律の趣旨をかんがみ、軽減措置等の適切な運用を図れるように条例の改正をしようとするものであります。

では、地方税の対応につきまして、今回の改正の内容を先に説明したいと思います。資料の 3 ページからになります。東日本大震災の税制上の対応という形になります。津別町でも該当する可能性がある内容のみを紹介したいと思いますので、そのほかについては後ほどご確認いただければと思います。

まず個人住民税ですが、今のところ把握されていませんが、津別町に 1 月 1 日現在住んでいて、その後転居して東北で住居損失等の被災を受けた場合、そういうときに 1 に記載されています雑損控除の特例というものが 22 年分へ遡って受けることができます。つまり本年度新たに課税される町民税について控除を受けることができるというような内容です。また、被災後に津別のほうに移住してきた場合にも当てはまりますが、雑損控除について繰り越し可能年限を 3 年から 5 年へ延長となります。同様に

移住者に適用になるものとして個人住民税の3のところになりますが、住宅ローン減税の特例があります。住宅ローン減税につきましては、本来、実際に居住している住宅についてのみ適用になるものなのですが、住宅が被災してなくなっても居住しているものとして、そのまま適用することができることとなります。

次に、3ページの下段のほうになるのですが、法人住民税です。今のところ町内の企業において該当はないと思われていますが、災害を受けたことにより法人町民税の災害減免に加え、特別償却、買換え特例等、法人税における措置により自動的に影響を受ける形になります。

なお、法人税の措置は被災した企業が津別に移転した場合、または町内に営業所を設置した場合も適用になる可能性があると考えられます。

次に、4ページになりますが、固定資産税です。この中で3の被災代替住宅用地の特例というものが該当する可能性が出てきます。これは道知事の指定等が必要になりますが、被災者が津別町内に被災代替用地として土地を取得した場合、住宅用地で軽減することができるものです。なお、次の4番目の被災代替家屋の特例も被災者が津別の町内に住宅を取得した場合に該当するというふうに考えられます。そのほか4ページが一番下になりますが、軽自動車税の非課税措置も被災者が町内に移住して、使えなくなった車の代替を取得した場合は該当する可能性があるというふうに考えられています。

これらの措置につきましては、基本的に国税は臨時特例法、地方税は地方税法の改正により減免等の措置を受けることとなりますが、町税として津別町税条例で規定しなければならない部分があり、それが資料の2ページに戻りますが、記載している改正内容となります。

津別税条例の改正という形で下を書いてありますが、制定附則です。もともとの附則に22条から24条までの3条を加えるものであります。附則第22条については、資料の3ページで説明しました個人住民税の雑損控除、今回対象となるものの名称は地方税法上特例損失金額という名前になりますが、その適用年等についての詳細な規定をする内容となっております。

附則第23条につきましては、同じく3ページで説明しました個人住民税に係る住宅

ローン控除、法における名称は住宅借入金等特別税額控除という表現になりますが、家をなくしても残存期間が適用になるという読替規定となっております。

それから、附則第 24 条につきましては、先ほど資料の 4 ページのほうで説明しました固定資産税の被災代替住宅用地の特例について、手続き方法や申告書の規定という形になっております。

それでは議案の条例のほうを見ていただきたいと思います。

今まで説明した中身について細かな条文化したものです。改正条文は一つだけです。附則第 21 条の次に次の 3 条を加えるというものであります。

そのあと附則として第 22 条から第 24 条までの規定につきましては、先ほど説明した内容ということですので、詳細については今回省略させていただきたいと思います。

議案をめくっていただきまして、最後になります。附則です。附則の規定は施行日の規定になっております。施行は公布日といたしますが、法律施行日との空白の期間を埋めるために、法律施行日である平成 23 年 4 月 27 日からの適用とさせるものです。なお、但し書きとして附則第 23 条の部分、住宅ローン控除については住宅を失った平成 23 年分の所得に係る住民税が適用になると。つまり課税年の来年、平成 24 年 1 月 1 日から施行というものにするものです。

以上、雑駁ですが改正内容の説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 33 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 34 号 津別町国民健康健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 34 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては地方税法施行令の一部改正により国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の改正が行われたことから、条例の一部を改正する条例の制定をいたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 1 万円、同じく高齢者支援金等課税額を 1 万円、同じく介護納付金課税額を 2 万円引き上げるというものであります。課税限度額の引き上げにつきましては、これまでも医療費の増推移に伴い、国保税総額の増大が懸念される中で、既に負担感の重いといわれる中間所得層にさらなる負担を求めるのではなく、高所得者層に求めていく観点から行われてきましたが、本年も同様な意味合いから改正が行われたものであります。本町におきましても、安定的な国保財政運営の継続を図るため、それぞれの限度額の改正を行うものとしたものであります。

なお、本年度の基礎課税高齢者支援金等課税、介護納付金等課税のそれぞれの税率、平等割、均等割の関係であります。本年につきましては改正を行わないで現行のまま据え置くことといたしました。この理由であります。この理由であります。税率等につきましては医療費の推計から国、道の補助金や交付金等及び基金の保有額等を見ながら検討すること

といたしておりますが、医療費の平成 22 年度の実績は前年比約 2.8%の減となり、このところ比較的落ち着いていることや、基金残額につきましても今回ご承認いただきました専決処分を経まして1億7,600万円ほどとなることから、平成 23 年度におきましては現行の税率や均等割額、平等割額で試算いたしますと 3,000 万円ほどの財源不足となりますが、これにつきましては基金の繰り入れで補うことができると判断いたしまして、今年度の税率等については改正を行わないとしたものであります。このことにつきましては、5月12日開催の国保運営協議会にお諮りいたしまして、了承をいただいていたところであります。

それでは、改正を要する条文につきまして、新旧対照表でご説明申し上げますので、説明資料の6ページをお開きください。第2条におきましては課税額を、7ページの第23条におきましては保険税の減額を規定しているものであります。いずれも各項目中の基礎課税額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額を「13万円」から「14万円」に、介護納付金課税額を「10万円」から「12万円」とするものであります。

議案へお戻りいただきたいというふうに思います。附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用とするものであります。適用区分につきましても、改正後の規定は平成 23 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 22 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認方よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 34 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 35 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 35 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容の説明をさせていただきます。

地方税法第 6 条の規定によりまして、公益上その他の理由により課税を不相当とする場合において課税を免除することができるという規定があります。この規定により、過疎地域自立促進特別措置法、通称過疎法と呼ばれていますが、この過疎法において過疎地域として指定されている市町村内で製造業の設備を新設、もしくは増設、あるいは新規投資に係る土地を取得したもの等につきまして固定資産税を 3 年間税の免除をすることができるという通称過疎減免と申していますが、津別町もこの地域に指定されています。

この場合、過疎減免の措置が総務省で定める場合に該当すると認められた場合は、過疎減免で減収となる分の 75%について、交付税による補填額内制度が過疎法に規定されております。

この制度の適用を受けて行う課税免除について、この条例に定めているものであります。この補填制度に適用される場合等を含めた総務省の過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合と定める

省令が、今年の総務省令第 25 号として山村振興法第 14 条の地方税の不均一の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める条例等の一部を改正する省令というものの改正内容として 3 月 31 日に公布、4 月 1 日施行となりました。そのため、この省令が 2 年間延長という形になりました。そのため条例の期限についても 2 年間同じように延長するものであります。

それでは、説明資料の 8 ページをごらんください。条例の新旧対照表となります。第 2 条及び制定附則の第 3 項において省令の期限と同様に改正前、「平成 23 年 3 月 31 日」を改正後、「平成 25 年 3 月 31 日」に 2 年間延ばすように改めるものであります。

それでは、議案の条文のほうをごらんください。条文につきましては、新旧対照表の内容を条文化したものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行。空白の期間が生じないように平成 23 年 4 月 1 日から適用しようとするものであります。

なお、本年の固定資産の課税において過疎減免に該当するものはございませんが、参考までに過去 3 年間、平成 20 年から平成 22 年の実績につきましては達美地区での大型投資がありましたので、約 2 億 4,000 万円ほどが減免されております。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご承認たまわりますよう、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 36 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程になりました議案第 36 号 財産の処分についてご説明を申し上げます。

売却する財産につきましては、町有林の立木でございます。売却財産の内訳でございますけれども、議案の裏側を参照していただきたいと思えます。

所在地は津別町字木樋 117 番地の 1、町有林の施業計画 8 林班の 13 小班、同じく 32 小班、これの総体の面積は 8.64 ヘクタールというぐあいになってございます。

売却財産の種類及び数量でありますけれども、カラマツが 1,868.829 立方、雑木立木 151.457 立方、総体で 2,020.286 立方メートルということになっております。

このカラマツ等の植栽につきましては、植栽年が昭和 31 年植栽で林齢 54 年生ということになってございます。これにつきましては、5 月 16 日に指名競争入札により執行を行っておりますけれども、売却金額が 1,260 万円、うち消費税が 60 万となっております。

売却の相手方は、網走郡津別町字共和 125 番地、熊谷林産株式会社代表取締役 熊谷三恵子ということで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(鹿中順一君) 日程第20、議案第37号 平成23年度津別町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹(横山 智君) ただいま上程となりました議案第37号 平成23年度一般会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

今回の補正の理由につきましては、提案理由で説明したとおり国の社会資本整備総合交付金の配分方針が示されたことから、当初予算で一部計上を見送らざるを得なかった特定公共賃貸住宅建設整備事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思います。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ9,246万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を50億4,277万円とするものであります。第2項の第1表につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、6ページから7ページをお開きいただきたいと思います。歳出からご説明いたします。総務費、地域振興費、企画振興費のふるさと定住促進事業、次の農林業費、林業費、林業振興費の木質ペレットストーブ導入事業及び商工費、商工費、商

工総務費の太陽光発電システム導入支援事業は、社会資本整備総合交付金の効果促進事業ですが、今回の補正にあたり財源調整により財源補正のみ補正をお願いするものであります。

次の土木費、住宅費、住宅管理費の給与費、町営住宅整備事業及び町営住宅管理経費は、道交付金の効果促進事業及び提案事業ですが、同じく財源調整により財源内訳のみ補正をお願いするものです。

次の住宅建設費、まちなか団地建設整備事業は、道交付金の基幹事業ですが、同様に財源調整により財源内訳のみ補正をお願いするものであります。

次の特定公共賃貸住宅建設整備事業は、9,246万6,000円の増額補正をお願いするものです。13節委託料は、実施設計業務等記載の4件で548万6,000円の減額。

次のページにいきまして、15節工事請負費は緑町に1LDK4戸、2LDK2戸の計6戸を追加建設することにより9,795万2,000円の増額補正をお願いするものです。

それでは、歳入にお戻りください。4ページから5ページをお開きください。国庫支出金、国庫補助金は社会資本整備総合交付金の総務費国庫補助金13万1,000円、農林業費国庫補助金16万9,000円、商工費国庫補助金24万2,000円は、歳出で説明いたしました、ふるさと定住促進事業、木質ペレットストーブ導入事業、太陽光発電システム導入支援事業分をそれぞれ減額補正し、土木費国庫補助金2,520万8,000円は、特定公共賃貸住宅建設整備事業分といたしまして増額補正をお願いするものです。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金の財政調整基金136万9,000円、地域振興基金13万1,000円は、一般財源分として増額補正をお願いするものであります。

次の町債、土木債、住宅債、公営住宅建設事業は、今回補正をお願いするまちなか団地建設整備事業及び特定公共賃貸住宅建設整備事業の2事業に係る一般財源分に適用するため6,630万円の増額補正をお願いするものです。

それでは、条文にお戻りください。第2項の第1表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものであります。

第2条第2表、地方債の補正につきましては、公営住宅建設事業に係る限度額の変更を行い限度額の総額を5億4,900万円とするものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認賜りますよう、よろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程になりました補正予算につきまして、特定公共賃貸住宅の建設の概要について、私のほうから説明をさせていただきます。

資料のほうの9ページから13ページが特賃の概要になっておりますので、そちらをごらんになっていただきたいと思います。

9ページです、まず建設戸数ですが、今回建設するのは1LDK12戸、2LDK6戸、合計18戸の予定であります。住宅の構造としましては、木造の平屋建てというふうにしております。当初予算のときには2階建てメゾネットを含めて2階建てを検討するということで予算に載せておりましたけれども、今回18戸にするということで改めて検討しなおしまして、用地の関係が何とかなるということで木造平屋建てというふうに計画を変えております。

建設場所につきましては、緑町の10番地1、緑町の10番地の2です。それと緑町の7番地の1、ここが実際には今回の計画で増えた場所になります。この場所は佛願寺の横で、旧職員住宅のあったところになります。それから、新町の27番地18と19、これは福岡商店さんの所から入ったところの奥になります。次のページ、11ページにその位置図が載っておりますので、ちょっとごらんになっていただきたいと思います。新町団地につきましては、役場前のこの通りを真っすぐ行っていただいて、福岡商店の所を右に曲がっていた所のちょうどぶつかりの所のちょっと変わった形の宅地になっております。それから緑町団地につきましては、今言ったように佛願寺の横、それと緑町の児童公園の所、この2か所。団地としては緑町団地で1か所、新町団地の1か所の2か所というふうに想定をしております。

続きまして、9ページに戻っていただきまして、予算ですが、予算としては委託料としては2,109万円ということです。これは、実施設計から外構設計までとなっております。工事請負費につきましては、建設工事費、それと既存住宅が緑町の旧職員住宅が2棟4戸建っておりますので、その取り壊しということで解体工事として331万8,000円を新たにここで予算化をしております。それから、建設用地内の遊具移設

工事は予算のときと変わりはありません。

着工としましては、23年9月の予定としております。完成は24年の3月予定、これはまちなか団地とほぼ同じ工程になるかと思えます。入居時期は24年の4月を予定しております。

次のページ10ページですが、当初計画との比較をここに載せております。当初予算のときと今現在の計画との比較です。それによりますと建設戸数でいきますと、変更箇所ていきます。1LDKで4戸、2LDKで2戸、合計6戸の増ということになります。建設場所につきましては、先ほど申し上げましたとおり緑町7番地の1が増えたということになります。この部分に増設部分が入るということになります。構造としまして木造2階建てが木造平屋建てに変更しております。予算としましては、委託料では548万6,000円の減額というふうになっております。この減額につきましては、次の予算の計画の変更の中でも申し上げますけれども、総体的な交付金の金額が決まりまして、その中でできるだけ住宅の戸数を確保したいということになりました。そのために予算全体を見直した中で結果的には委託料について、それまでは団地を2つ考えておりました。新町団地と緑町団地で別々の団地を考えてそれぞれ設計をし、地耐力をし外構工事をしというふうに別の団地として考えていましたけれども、その考えでは結果的に予算総額の中では間に合わないということで、全体を一つの工事というふうに考えて共通のものにするということで経費の節減を図ったと。その節減を建設費のほうに回すことによって建設が可能だということで委託料の全面的な見直しを行いまして548万6,000円の減額。工事請負費につきましては、戸数の増になりますので増額として9,795万2,000円の増額というふうになります。この計画の変更が次のところに書いてありますが、この計画の変更につきましては、年度当初予算の時期ですけれども、このときに当初計画どおり18戸の予定ということで国または道のほうに申請を上げておりました。しかしながら、道から帰ってきた回答が、道としては全体で20億ぐらい予算が不足しますよというふうな回答で、強いては町村のほうである程度事業量を抑えていただきたいというようなことになりました。その事業量を抑えるのが1割、2割、3割というふうな形で計算をしましたけれども、2割程度はやむを得ないのではないのかという結論になりまして、このためにこの中でできる範囲として

緑町が8戸、新町の4戸ということ、合計12戸で間違えないというところで予算を組んだのが当初予算の形になっております。

本年度4月に入りまして社会資本整備総合交付金に関する配分が示されました。その結果は震災の影響がありましたけれどもほぼ要望額については認められました。ただ震災の影響で7%の保留をしますと、つまり93%の交付率というふうに解されるかと思いますが、このような数字でまいりまして、内部的に検討しましたところ、まずまちなか団地が既に協定等で金額が決まっていますので、そちらをまず優先して交付金を充てると。その次に特賃住宅についてはできるだけ戸数を確保したいという考え方になりました。というのは、今後震災の影響もありまして今後町が持っている住宅の建設計画が順調に進むかどうか、それだけの補助金がかかるかどうかということ、全く未知数であるということですので、この段階ではできるだけ予算の範囲内でできるだけたくさんの戸数を確保したいということで結論といたしますか、そういう考え方のもとで組み立てるということにしたものです。それとまたハード事業、つまり建設事業を優先させると、そちらのほうにまずは交付金を回すということも一つの考え方として出てきました。この方針に基づきまして計算しまして18戸が可能だということで今回補正ということになった次第であります。

次に、住宅の配置図なのですが、これは12ページ、13ページに載っております。12ページは緑町のほうです。4戸ずつ並んでいるほうが児童公園のほう、3戸ずつ並んでいるほうが佛願寺の横のほうです。それから新町については4戸というふうになっております。ただ、この中では1LDK、2LDKの配置がこの中には書いてありますが、今後実施設計の段階で用地がまだきちっとした確定になっておりませんですし、それから駐車場のほうもまだきちっとしたものになっておりません。その関係でこの配置というものは今後も変わることがあるというふうにご理解をお願いしたいと思います。まだこの図面のとおりには確定はなっていないということでご理解をお願いしたいと思います。

以上で概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 説明をいただきましたが、当初予算は確か2階建てということで予算のほうは一応認めておりますが、今回平屋にしたと。それについてはいろいろ理由があろうと思いますけども、なぜ平屋にしたのかお聞きしたいのと、今回当初予算と今回の補正予算トータル的に建設される建物の平米当たりの単価についてはどれぐらいで考えて建設費の予算を計上したのかお聞きしたい。

それから、昨年まちなか団地、それから大通の多目的センターを建設されて、外壁の色含めて町民の批判が非常に大きいわけですが、今回設計にあたって設計段階からこの建物の外壁の色を決めているのかどうか含めてお聞きをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 平米当たり単価については、今資料、数字を持ってきておりませんので、後ほど調べて答えさせていただきたいと思います。

それから、2階から1階平屋への変更の理由なのですが、先ほど申しましたとおり予算当初の時期ではメゾネットを含めて2階建てというのを検討しているというふうに言いました。そのことによりまして土地の有効利用といいますか、土地の中で余裕を持った建設をできるというのも一つの理由というふうに答えていたと思います。今回、平屋にした理由としまして、確かに平屋というのは、ある意味では用地をたくさん使うという点はあるのですけれども、木造の2階の場合には非常に例えば下の人と上の人がある場合には非常に音の遮断というものが完璧にいかないといいますか非常に難しいと。ですから苦情が絶えないという事例が報告されておりますので、そういう点も1点あります。それから、メゾネットにした場合はそういう音の問題はなくなりますけれども、ただメゾネットにしたとしても、それほど建設費としては平屋とあまり変わらない。というのは、メゾネットにしますと必ず狭い空間、1LDKのような中でも狭い空間の中で階段を設けるというふうな措置が必ず必要になってきますので、そうすると同じ部屋の中で階段を設けるか、階段のスペースを少し広げて部屋をつくるかというようなことになるかと思いますが、そうなってくると同じ1LDKでも、やっぱり建設費的には若干高くなるということもあります。それから、もう一つ土地の中で最初の建設のときには全部を長屋形式で考えておりました。ですか

ら、その中で2階建てメゾネットを考えておりましたが、今回図面でごらんになってわかるように長屋形式ではなくて、長屋形式というのは、ずらずらっと並べてL字型に配置するような形で皆さんに紹介したと思いますが、そういう形ではなくて2棟に分けるといような形にすることによって、何とか用地内に入るであろうという予測も立ちましたので、2階よりは平屋のほうが住みやすい、また音の問題も少ない。それから建設費についてもそれほど高くはないということで平屋にということで、今回平屋建てのほうに変更をさせていただいたところであります。

それから、外壁の色につきましては、まだ決めておりません。今後の設計の中で決めていきたいと思っています。そのときはいろいろご相談とかさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま主幹のほうから外壁の関係の説明をしましたが、まちなか団地の色決めをどうしたかというご質問だったかというふうに思いますけれども、まちなか団地につきましては、色を決める段階で町長をはじめ集まって、色をいろいろどの色にするということで話をしたわけですが、なかなか結論に至らないで、最終的にはコンサルのほうのご意見をいただいて最終的に決定したという状況でございます。

ただ、まちなか団地につきましては、ごらんとおり道路から見える部分につきましては木を基調にして使っているということで、木には当然日焼けをしてくるという部分がありますので、その部分の色をつけておりますので、全体としては木のために非常に若干暗い感じになるというようなこともありますので、そこについては、今後のⅠ工区については同じタイプ、同じ色にしなればなりませんけれども、Ⅱ工区以降につきましては、そういう点もいろいろ考慮しながら協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 建物の形式を2階建てから平屋にしたと、あまり明確な答えではないのですが、土地の有効利用が可能になったとそういう理由と、プライバシーの問題があるというふうにお聞きしたわけですが、私が二つ目に言った単価

をお聞きしたのは、予算の説明に単価の考え、資料を持って来ていないのはどうかかと、そういうふうに思います。財政当局は把握しているかもしれませんが、私が申し上げたのは、この建物の形式と、いわゆる単価の問題。それから当初予算では説明を受けたときはメゾネット方式、いわゆる単独の2階建てという形で説明があったわけなのですが、その単価と今の階段だとかそういう問題はあるのですが、当初予算でどれくらい単価で見て今回はこうなると、やっぱりしかるべきそういう説明が必要ではないかなと、そういうふうに思います。

それから、先日の委員会でこの関係の設計業務が発注されたというような資料をいただいたわけですが、今回補正予算で委託料 548 万 6,000 円ほど減額されていますけれども、執行済みの設計業務についてはどこらあたりまでやられたのか、今回この減額についての関連でお聞きをしたい。

それから、外壁の問題ですが、まちなか団地、美幌のほうから入って町に入ると非常に暗いと、これは町民の皆さんが言われているのは明らかであります。町長含めて町で決めたと、そういうふうに説明があったのですが、多目的センターも非常に批判が多いのはおわかりかなと、そういうふうに思います。好みではないかなと思います。好みで考える問題ではないのではないかなというふうに思いますけれども、今後設計のときに決めるのかどうかわかりませんが、やはり議会、委員会にこの建物の外壁等について、こういう形になると、これを事前に決める前に一応協議をしていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時13分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 単価のことですが、単価は標準建設費というのがありまして、そこを基礎にして出しております。それによりますと、まず木造2階

建てですと平米当たり約 18 万 7,000 円ぐらいになります。平屋ですと 19 万円ぐらいということで、差は平米当たり大体 3,000 円ぐらいの差というふうになるかと思いません。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 設計委託の関係でございますけども、当初の設計につきましては、2 団地別々の予算を計上しておりましたけども、今回は一つの工区ということで 18 戸分を発注いたします。4 月 25 日に執行してございます。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 議会に予算を出すにあたって私が言いたいのは、やはり予算をこういうふうに出すということは、きちっと積算をして、標準単価はそれぞれ国の示されたものはあろうと思えますけども、木造でこういうふうに建てるということは、やはりそれなりに積算されて予算措置すべきではないかなと、そういうふうを考えられます。今後こういうことについて注意していただきたいなというふうに思います。

それから、過日発注された実施設計は 18 戸の設計を見込んで発注したというふうに聞いております。先ほど外壁の問題をお話ししましたけども、やはり心配されるのはまちなか団地、大通ときたと。また町のほうで色を決めるにあたって懸念されるのは、どういうふうを考えているかわかりませんが、昨年の色をまた踏襲されては非常にまずいというふうを考えられます。そこで、このまちなか団地、多目的センターの外壁について町長にお伺いしたいと思います。町民の声をどういうふうに聞いているのか、これについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 1 点目にその予算を出すにあたって積算をきちっとして、その上で予算を出せというお話だと思います。まさしくそのとおりだと思います。大変申し訳なく思います。今後はそのようにしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 先ほど申しあげました設計は、これから進んでまいりますので、あらあらかたきた段階で所管の委員会ともその内容について協議をしてまいり

たいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今建設の主幹のほうでお答えをいたしました。ただ、その予算の組み方の中で、これは当初の段階では最終的には18戸やりたい、なおかつそれが12戸というようなことで補助金等が圧縮されるというような状況から、やりたいということはあったとしてもできないというようなことから12戸になってきたと。ただ、それが4月に入って、また18戸になったということで、これは可能ですよと。だけどそれはまた一部補助金7%カットですとかそういう問題や、全体の交付金制度の中で対応を図らざるを得ないというようなことが出てきました。そういう中でのこの整理の仕方を図っていったと。その結果、たまたま山内議員から言われるようなこともあったかもしれませんが、全体の中でやっぱり調整をしたというようなことが出てまいりました。それは土地の問題等も含めていけば当初の段階では本当に長屋形式の中で、そして用地の中に納まるものというようなことから2階建てということも検討もされたことも、これは間違えのない事実でございますけれども、全体を調整していった中では、やっぱり平屋で可能だろうということと、それから将来的にも維持管理、やっぱり平屋のほうが管理がしやすい。メゾネットタイプの中も、やはりどうしても年寄りの方が入るには非常に厳しい住宅と。やっぱり若者向けだとか、さまざまなこと要因を考えてそのようにし、そして全体のお金と、それから補助のあり方等の中で整理を図っていったというようなことから、こういう結果にも至ってしまったということについては、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この今の特賃住宅の関係ですけれども、さんさん館に対するお話がありましたけれども、それは総体の色という問題ということでお聞きしているのではないかというふうに思ひますけれども、さんさん館の部分については黒ということで非常にある意味ではショッキングな目立つ色でもあります。これは人によってさまざまな見方があるかというふうに思ひますけれども、山内議員さんからおっしゃれば町民の批判が多いということなのですけれども、どれぐらい多いのかというのは、こういう多いとか少ないとかっていう問題を突き詰めていくとわからなくなってくる

わけですが、逆に非常に渋くていいということで、そういうお話も私自身耳にしていますし、ついこの間もわざわざ他府県ナンバーの方が町中を通っていて、あの建物は何だろうということで、またバックして戻ってきて中に入って、このきれいな建物は何ですかというふうに聞いてきた方もいるというようなことも聞いておりますし、それはやっぱり人々によってさまざまな見方があるかと思えますけれども、これから外構工事も進んで広葉樹も植えられて、そしてイルミネーションなんかも冬になると取り付けるということになると、バックとしては非常にいい形になってくるのかなというふうにも思っています。そういう中で、また角度によっては中央から引っ込んでいるところを見ていきますと、木の茶色っぽい部分と黒が非常にマッチしているということでお話もありますし、また色そのものに対する反発感だとかという方ももちろん当然あるかと思えますけれども、これは今色を変えるとか、そういうことにはなりませんので、そういった方もできるだけ足を運んで、なじんでいただければなと。そしてその中で黒は何でも合う色ですので、それを違う色を付け加えることによってさらにイメージをよくしていくということが可能性としては十分にある色ですので、そんなふうに見ていただければなというふうに思います。

それから、公営住宅の色に関しても、これさんさん館のときもそうでしたけども、写真と言いますかイラスト、かなり写真に近いイラスト、建設前に皆さんにもお配りして大体イメージとしてはつかんでいるのかなというふうに思っておりましたけれども、実際に建設されてきて、茶色をベースにしたイラストにもなっておりましたけども、そのようなものができました。マスタープラン、そこの中のキャッチフレーズを見ているかと思えますけれども、そこは歩いて暮らせる木の住まいづくりということにしております。木ということからイメージする色というのは、茶色であったり緑であったりとか、そういうことになっています。それが落ち着きが出てくる色だというふうに思えますけれども、1回目の第Ⅰ工区のときに設計施工した業者の方と正直言って緑がちょっと私としてはほしいですねというお話もしたところです。今Ⅰ工区の2年目が始まっていますので、そこはまたばらばらの色にするということには、同じ建物ができますので、そこは今と同じになると思えますけれども、先ほど建設課長が言いましたように道路1本挟んで次のⅡ工区が入るときに、これはできるなら私の個

人的希望ですけれども、もう少し緑を取り入れてほしいなというふうには考えていますけれども、設計ができて、その段階ではまた皆さんともご相談することがあるかと思えますけれども、この色を決めるというのは非常に難儀な仕事ですけれども、一緒に悩んでいただけることになるかというふうに思いますので一緒に考えていただいて、次以降も毎年続いていく建物ですので、そこをベースにしながら、今度古いところを町民の皆さんが新しく建てる時に何らかの影響が少しは出るような形になっていくこともまた考えていかなくちやならないのかなというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから1階、2階の話でいけば、できれば私も1階のほうがいいというふうに思っています。お話を聞きますと津別町は1階の公営住宅をつくっているということで非常に興味を持たれている他の自治体があるということで、2階、3階にするのではなくて1階でやっていくということに非常に興味があるということで視察に来るかもしれませんけれども、ある意味では先進的な取り組みをしているという自負も含めてやっていくべきではないのかなというふうに思ひますし、これ何年か経つと色を塗ったりとかまた出てきます。そのときに2階、3階建てのときの足場のお金を考えますと、この1階でやることにおいて非常に管理経費、メンテナンスも楽にできるということもありますので、将来含めて考えていくとやはり1階がいいのではないかなというふうに考えているところですので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 細かいことではなくて、ちょっと理事者というか町長でも副町長でもいいのですが、ちょっとこの機会に聞いておきたいのですが、この今回の住宅、特賃の関係においては、ある程度ニーズに答えるというか、当初聞き取り調査をして、これだけの数は今時点では必要だということをしちつと計算して18戸ということで今回、この交付金の関係である程度配分が当初よりも見込めたということで、先ほどの説明で数を多く確保していたほうが今後のためにもいいということで18戸建てるということで、その経過だとかいきさつというのは私は十分わかりましたし、これにおいては、私は今回18戸建てることは異論はありません。

ただ、問題になるのは、私たちが今回住民のほうからいろいろと言われるのは、津別はさつきさんさん館の問題がありましたけど、施設なり住宅を建てると、やっぱり何年かすると必ず当初の計画とは違うような形になってくるということは、ともあればそういうこともないとは言えません、いろんな施設を建てて。特に住宅今ラッシュですから、片やまちなか、片や今度は特賃といったら、一遍にすごい住宅が今年1年で建ててしまいます。そういう中で私たちがよく住民から言われるのですが、やはり18戸は今回は必要として私はニーズに応えるべきだと思いますけど、団地計画の中では4団地で、想定するのは今後25年を目指して40戸の特賃も予定しているわけです。これはあくまでも想定ですから、ですから仮にあと40戸建てるとなったら2団地で22戸を予定すると。そういうことになりますと、やはり私どもが住民に言うときには、今は就労関係、丸玉だ、農協だ、いろんなことで恐らく聞き取り調査をして町としてもそれだけ十分入居するような見込みがあるから建てるといふから、そりゃあ十分見込みますよと。そこで聞いておきたいのは、その聞き取り調査で、どこの企業に何ぼ配分する、お宅には何ぼを配分するということにはならないと思うのです。恐らく全体の聞き取りの中でそれだけ希望が出ていたということで、今町が若年者を少しでも定着させるためにこういう形をとるといふことですから、やはりそこをきちっと、やはり建てたはいいは埋まらないということはないと思います、今の時点では、今の内容からいって。ですけど万が一、特賃は当初74戸あればいいといったのが今日やはり全然需要があって足りないということで今回増やすのですけど、これから先のことも考えて、この特賃の18戸は聞き取り調査の中では十分満たされる状況なのかどうか、その辺をまず理事者に聞いておきます。

それから、役場の職員住宅を解体して壊す以上は、職員がどこかに移るかどうかわかりませんが、場合によったら役場の職員も特例でそういうような特賃に入るような形にもならざるを得ないということもあります。ですから住民は見ていますから、こういう施設を建てるときには、どれだけ本当に満度にやるのかと。それから将来的にあと22戸建てるとはわかりませんが、私は今までの反省点からいって何かつくったら必ずあの当時は必要だったし、あの当時の段階はそういう考えできたのだと。我々議員も全くそのとおり今回も納得していますよ、はっきり言って。あえてこんなもの

をつくることはないということで、でも当時は当時の段階で求められるものですから、我々も議会ではオーケーを出しているわけです。すべて我々もあえて私も反対しないほうだったのです。ですけど何年かたってしまいますと当時の町長がいなくなった、担当がいなくなった、あのころはあれだけ議論してやったのです。ですから今回も江草君の話ではないけど、なんとかなるだとか納まるだとかって、何か本当にはっきりしないような返事もしていますけど、やはりきちっとしたものを確信を持って、やっぱり熟慮した考えで私はやってもらわなかったら、我々はこれから住民にこういうことをやるということを説得しなきゃならないのです、聞かれるのです。十分あなたたちの声に応じて、町も将来のことを考えてやりますよということですから、その辺で聞いておきたいわけですから、ちょっと町長でも副町長でもその辺の判断をどう見ているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） まず1点目、入居が満たされるのかという問題なのですけれども、去年の11月に、私ですがざっと企業、町内の主だったところですが回りまして、今後の採用予定なんかの数を聞いてまいりました。その結果、役場も含めますと大体39人の採用というふうに、各企業を合わせますとそのくらい人間が採用されるということです。そうすると住宅が不足ですよということだと聞くと、そうです。大体そのときの調査ですと3年間のことで聞きましたので23、24、25で聞いていますので、そのときですと3年間ぐらいでは住宅があればいいなというのが30戸を超えた数が企業としてはあったほうがいいと、これには役場は入っています。そういうふうな状態でした。

今皆様にお配りしましたけれども、公営住宅の長寿命化計画を皆さんのお手元にお配りしましたけども、その中では特賃としては38戸の計画を持っておりますので、それらを順次やっていくことによって入居についてはある程度確保できるのかなというふうに考えを持っています。ただ、今まちなか団地も建てて、さらに特賃というふうになってますけども、まちなか団地の場合は、あくまでも主としては建て替え団地という性格があります。既存の古くなった住宅を壊すなり用途廃止をして、そこから移る人たちの部分の建て替えという意味合いも非常に大きくなっていますので、そうい

う点では、まずはそういう人たちの住宅の確保という点がありますので、全部が応募というわけではありませんので、その点では全く特賃住宅とは性格が違うということも言えますし、また町営住宅、公営住宅には入れますけれども所得制限では入れないという方も特賃住宅には入ると。つまり住み分けをするということにもなりますので、その点からもまた特賃住宅については結構入る方がいるのじゃないかというふうには予測しています。

また、特賃住宅に入る方というのは、おおむね若い方が多いということです。独身者の方は1LDKによく入っていますが、こういう方たちというのは結局町の中で、いかに若い人たちの定住を進めるかということも特賃住宅の大きな目的でもあります。結局若い人たちが住めば、やがて結婚して出産をして人口増にもつながるし、地域発展にもつながるということで、そういう点からもぜひ若い人たちの住宅というのも必要ですし、特に津別町は平成17年度の数字ですけれども、民間の持ち家というのが非常に少ないです。5%ぐらいしかありません。これは全道平均から見るとものすごく低い数でして、そのための例えば転入してきたときに民間住宅がなくて住むところがなくて役場の住宅を何とかしてもらえませんかという話が随分きていますけれども、そういう点からも、そういう若い人たちで転入して来る人たちの居住に対応する部分でも特賃住宅は必要かなというふうに考えております。

あと職員住宅の件については、総務課のほうからお願いします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 職員住宅の関係につきましては、昨年の委員会で職員住宅の整備計画ということをお示ししまして、その中で今後の将来、職員の増減、退職による減、それから採用による増と、そういったことを含めて35戸最低確保したいということでお話をしてきました。今現在、計画そのものは23年から27年度の5か年ですけれども、昨年空き住宅が出たということで前倒しして2戸改修しまして、今年度から3戸ずつ15戸改修するというようなことになっております。改修、それから役場の周りの住宅は4戸ぐらいあるのですけれども、災害時に即時対応する、そういった緊急時に対応できる体制をとっておくということの必要性もかんがみて、壊すというよりはできるだけ使いたいということで計画していますけれども、場合によっては今後10

年間改修しても使えないというような住宅であれば新築もというお話もしてきました。それ以外については、特公賃に住宅を求めたいということで説明をしてきております。

本町は民間住宅が非常に少ないということで、今現在民間企業の住宅等に5戸お世話になってはいますが、それ以上増える見込みはないのかなということで、民間住宅で5戸、それから改修あるいは新築の部分を含めて17戸、残りの13戸については特公賃ということでお話をしてお話をしてご理解を得ているというふうに理解しているところです。

今回、全体の計画で40戸のうちの13戸というふうになりますと大体30%、今回18戸を予定していますので、その30%分については原課のほうとしては確保していただきたいと。5ないし6戸は職員住宅でお願いしたいという考え方で、今後内部協議を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 全部答弁をしたからまあいいけど、ちょっと今主幹のほうに言っていましたけど、ちょっと確認しておきたいのですが、私住宅の必要性はわかっています。今主幹のほうから説明がありましたし、今さっき最初に言ったとおり要望に、ニーズに応じてこれだけつくらなきゃならないということでわかりました。それで、いみじくもさっき必ずしも応募をしないで特賃の場合は入居させるような話もちよとしたのですが、さっき私が聞いたのは、各企業だとかいろんな組織だとかに聞き込みを通じてある程度入居できるという可能性で見込みを持っているわけですね。おまけに今役場のほうも総務課長のほうからそれだけのものを必要として、みてもらいたいということになったら、仮に18戸つくったって恐らく一遍に埋まってしまってまだ足りませんとなったら、将来的にまた建てるということになります。必然的にそういう話になります。ただ私が心配するのは、だからさっき言ったのですよ、役場の関係はどうなのですか、特例で入れるのですかって。だけど埋まらなかったことも考えなきゃならないし、埋まりすぎて、また来年補助金ついたから建てるということもありますけども、問題は町民の人たちがさっきも言ったとおり何年かたって仕事の場がなくなったり、今は丸玉も必要としているしいろいろあるけど、就労の場がなくな

ったときに、じゃあ建てたものが場合によったら無駄とはいいいませんが、空き家になってきたときに、あの当時どういう考えでいたのかということも私達も10年なら10年の形を見て説明しなかったら、今5、6年は足りませんからということにはならないのです。すべてそうではないですか今。だからそういうものをきちっと結論を突き詰めたやっぱり根拠を持った形の中で私は進めてほしいということを言っています。ですから今後建てるにおいても、今回の18戸建てた中で十分見極めて将来的には本当に必要だったら、またその場で議論をして熟慮して、やっぱり町民に理解を求めてやればいいし、ですから我々が議会で何ぼはいはいはいはいって言っていたって、やっぱり町民の人たちはどのぐらいの議論の中で、どのぐらいの根拠を持ってやっているのですかって聞かれた場合は、やはり理事者の答弁もきちっと聞いておきたいわけです。当時の判断としては。ですから町長たちもこれからやっぱりそういう話も出ると思いますが、やっぱりその辺をきちっと説得しておかなければ我々議会で、はい認めましたと言ったって、お前ら何議論したのよということになりますから、そういう過去の形を私は長い間議員をやって結構ありますので、その辺で今そういうことを踏まえて理事者の判断も聞いておきたいということで聞いておりますので、もう一度答弁願います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 戸数の問題は今白馬議員さん、会社がつぶれたらどうするこうすると、そこまでは言われてもなかなかお答えしづらいところでして、そのところは勘弁していただきたいというふうに思います。

今確かに足りないのがはっきりしています。足りないというのは、絶対数というよりも空いている公営住宅もあるのです。きちんとした住宅が足りないという状態なものですから、基本計画の中で今ある公営住宅なら公営住宅三百幾つあるのを、これをそのままにしてまた新たに増やしていくということではなくて、計画の中では古いのはもう壊してつくらないわけです。270戸だと思いますけれども、三百幾つあるのを将来的には建て替えをして270にしますよと、それは人口推計のもとにやっている話ですので、そういう形で、そして特賃もこの特賃の場合は、過疎計画の中に組み入れて40戸を建てるということで承認を議会の議決を得て、そして国にも総務省のほうに出

しているわけですが、その40戸のうち今18戸を建設しようということですので、40戸でこれは間に合うかどうかというのは、それと最終的に270戸との関連、これはまだ先々の中で調整しながらやっていかなくちやならないのかなというふうに考えています。

今はとりあえず優良な住宅が極めて少ないというような状況の中で、住みたいにもかかわらず、やっぱり美幌や北見から通って来るとい人というのもそれなりにいるわけですし、逆にこの間、別なところでちょっとお話を聞いたときには、銀行に勤められている方が転勤ももちろんあるのですけれども、例えば北見のどどこ支店に行くようになれば北見に当然住むようになります。そうするとこっちにいるほうが家賃が同じような住宅の条件であっても半分ぐらいの特賃に入っていると、そんなような状況なので転勤希望を出さないと。ここがいいというようなお話もしていますので、そういうこともさまざま考えると、役場とかそこだけじゃなくて恐らくまだそういう銀行だとか、あるいは営林署だとか、そういうところにも需要は多分埋まっているのだと思います。それから察知していない北見や美幌に住んでられる方が、ここから例えば家賃が半分であれば、多少買い物等に不便があってもここから行くほうが良いというふうにお考えになっている方ももしかするといるかもしれません。そうすると今度定住をしていただかなければこの町は将来続いていきませんので、何とかここに居を構えてもらうということが大事なことで、そういうふうなこういうものができましたよということで、どこかで北見や美幌に対しても、あるいはほかの市に対しても、こっちに移ってきませんかというような行動も場合によっては起こしていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

それから、最初のときに白馬さんもおっしゃっておいりましたけども、よくあの当時はということが言われています。確かにそういうことがあります。例えばその一つの例が今のランプの宿も、あの当時はやはりいろんな議論があって、そしてでき上がってきたのだと思います。そういった中に議論に加わっていた人、加わっていなかった人、もうここに相当いたりいなかったりするわけですが、ただ、そういうものができていて、そして何とかしなくちやならないというのは、そのときの議論はいろいろあったにしろ、それは廃止していくか、あるいはきっちり続けていくかというの

は今のスタッフの役割になっていますので、それはきちっと続けていこうという判断のもとに、こうやっていきませんかということで、また今やり取りをしながら今連続性を持って続けていっているということですので、決してあの当時はということの議論をするのではなくて、これから先をどうしていくということを中心に考えていきたいなというふうに思っております。そういうスタンスで町政を進めているということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 7 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 22 年度 2 月分、3 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 23 年第 4 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 45 分）